

税務統計から見た 民間給与の実態

国税庁の「平成19年度分 税務統計から見た民間給与の実態」が発表されました。

結果は、1年を通じて勤務した人の平均給与は、2年前の平成17年分と同額になりました。

1 平均給与 1年を通じて勤務した給与所得者1人当たりの平均給与は437万円であり、前年に比べて0.5% (2.3万円) 増加となっています。

2 事業所規模別の平均給与 従業員10人未満の事業所においては343万円 (男性428万円、女性242万円) となっているのに対し、従業員5000人以上の事業所においては560万円 (男性739万円、女性260万円) となっています。

3 業種別の平均給与 最も高いのは金融保険業、次いで情報通信業で、そのうち800万円超の割合はそれぞれ29.8%、22.3%となってお

り、最も低いのは飲食店 宿泊業で、100万円超200万円以下の割合が25.1%とこのランクで最も多い率の業種となっています。

4. 年齢階層別の平均給与 男性では55歳未満までは年齢が高くなるに従い平均給与も高くなり、50～54歳の階層 (667万円) が最も高くなっていますが、女性では年齢較差はあまり顕著となっていません。

5 勤続年数別の平均給与 35年未満までは勤続年数が長くなるに従い高くなり、勤続年数30～34年の階層 (686万円) が最も高くなっています。なお、勤続年数による較差は男性に比べ女性は比較的小さくなっています。

6 その他 1年を通じて勤務した年間給与額800万円超の給与所得者は、全体の給与所得者の10.2%にすぎませんが、その税額は全体の半分以上 (58.2%) を占めています。

また、年末調整関係では、年末調整を行った者は4139万人 (全体の91.1%) となっており、そのうち扶養人員のある者1人当たりの平均扶養人員は2.09人となっています。

ナマの税務相談室

Q 先生、今度父の相続税で申告しようと考えている葬式費用の資料を洗い浚い持参しました。認められる物、認められない物等コメントを付けて教えてください。

A 判りました。若干税務の慣行的なものもあるが、実務的に私のコメントを交えて申し上げます。

Q 葬式費用の主たるものは告別式、通夜費用、いわゆる飲食費でも OK です。

A 勿論、飲食費が主でしょうけど OK です。領収書はキチンとしてください。

Q 当日の僧侶の費用や、火葬場の費用もよいですね。

A ハイ、OK です。僧侶の費用もなるべく領収書を、また、火葬場の費用は公式の領収書は必ずとってください。

Q 生花などは遺族が負担しますが、参列者の分も負担せざるを得ないことが。

葬式費用の範囲

A 常識的な金額であれば、許容の範囲とします。

Q 火葬場で待つ間の茶菓代などの費用は。

A 勿論 OK です。ドライアイスの費用や、葬儀屋さんのチップなども常識的なら、参列者のお手伝いの費用負担も同様です。会社関係、業界関係などは明らかにしておくのがよいでしょう。

Q 特殊なものに参列者のお車代など已むを得ず負担した…。

A 真に已むを得ずならよいでしょうが、妄りに流れぬよう。

Q 墓地の購入はだめですね。前払未払いなどの例が。

A 墓地の未払い、香典返しなどタブーです。葬儀、通夜の当日の施与は慣習として OK です。当日の写真の焼増代、位牌、戒名代も相当で、必須の費用です。

ナマの税務相談室